

パブリックコメントに対する県の考え方

対応区分

A:しまね教育振興ビジョン（案）へ反映したもの

B:ご意見の趣旨は、既にしまね教育振興ビジョン（素案）に盛り込まれているもの

C:今後の取組の参考とさせていただくもの

NO.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
1	ビジョン全体について	<p>全般に現状と課題では、島根の良さ、すばらしさが書かれず、課題（問題）ばかりが目立ち、課題山積しているような感じがします。</p> <p>前文でも、島根の良さは、「自然」「人と直接かかわれる」「ふるさと」などが何度も出てきますが、それ以外は文中に見出せません。</p> <p>人は、「良さ」からさらなる「強み」を見出し、他県にはないすばらしさとして、「オリジナリティ」を出していけると思っています。もっと、他県にはない強みを出すことで、「ビジョン」も明るくなるように感じました。</p> <p>また、子ども基本法、子ども大綱などの法的根拠、また島根県オリジナルの「ふるさと教育」「福祉教育」（不勉強で、存じ上げません）などの用語については、県内外から島根を応援する方々の理解を図るため、注釈などを加えることにより、さらなる共通理解を図られることを期待しています。</p>	<p>「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものであり、「現状と課題」「今後の方向性」については、要点を絞ってわかりやすい内容となるよう記述しています。</p> <p>ご指摘の島根の良さや素晴らしさは、すべての施策を検討するうえでベースになることから、「Ⅱ 島根らしい魅力ある教育の推進」（P3）に総括的に記載しています。</p> <p>なお、共通理解を図るため、必要と思われる用語について、注釈を追記しました。</p>	B A
2	ビジョン全体について	<p>上記の具現化の一つとして、国体を例にご提案申し上げます。</p> <p>2030年に貴県にて開催されると伺いました。このビジョンの最終年度の前年度開催ですよね。ビジョン実現と大いに被る期間です。国体では、競技をはじめ、体育やボランティアなど、「国体をめざして」「国体を通して」「国体だから」できる知事部局、市町村連携、学校連携等の施策があります。市町村連携、知事部局連携などの文言は複数回出てまいりますが、せっかく巨額の予算化事業であるので、良さの具体案の一つとしてはいかがでしょうか。</p>	<p>令和12年に開催が予定されている国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会（以下「島根かみあり国スポ・全スポ」という。）は、その順位を競うだけでなく、大会に向けた環境づくりを通して、障がいのある子どもも障がいのない子どもも、ともにスポーツに対する興味・関心が高まることやスポーツを通して地域とつながること、また、大会終了後も子どもたちが将来にわたってスポーツに親しむことができる環境につながると考えていることから、「島根かみあり国スポ・全スポ」を契機に子どもたちがスポーツに触れる機会を確保してまいります。（関連P32）</p> <p>また、中学校と高校の部活動においては、「部活動指導員」「地域連携指導員」「地域指導者」の3つの区分の外部指導者の配置等により、教職員の負担軽減や中学校の部活動地域移行を見据えた指導者養成などの他、「島根かみあり国スポ・全スポ」の役員、審判員、サポーター等の成り手となる人材を養成していく側面もあると考えていることから、市町村や知事部局と連携しながら、様々な視点から子どもたちのスポーツ活動を支援してまいります。（関連P50）</p>	C

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
3	ビジョン全体について	<p>概要読んだけど、ふわふわの精神論で全く具体性がなくて税金泥棒かと思った。 多様性だの、個性だの言ってそれをどうやって実現していくか記載しなすぎ。 教員への職場環境や警察への通報やエアコン導入とかやることいっぱいあるのくせに、こんなことで仕事した気になるなら馬鹿みたいだと思ふ。 まず個性や多様性を受け入れさせたいなら教師の目が届くように学級の人数を減らすべき。国際的にも多過ぎる。残業もきちんと残業代を払わせるべき。部活も仕事として対価を払え。もしくはなくせ。 あと、いじめが発生する前にどのラインが犯罪なのか結果どうなるか法的な授業と人権教育、性教育が必須。このレベルならすぐ学校通さないで通報するとか、監視カメラつけるとかやることいっぱいあるでしょう。いじめは基本的にいじめた人間に通学を禁止すべきだし。 あと、勉強させたいなら教室や体育館にエアコンをつけること。給食無料化もすぐに。 最低限これくらいは当たり前でしょう。 これを達成もしないで綺麗事で誤魔化すのやめてください。</p>	<p>「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものです。 ご指摘いただいた、教員の職場環境の改善やエアコンの設置、いじめへの対応等にかかる詳細の対応について、そのすべてを記載することはできませんが、予算編成の状況等を踏まえて「今後の方向性」に追記したほか、別途策定している施策ごとの計画や方針等により、個別に対応してまいります。</p>	C
4	こども基本法について	<p>前文、諮問文にこども基本法に基づく「こども大綱」の文言があります。法律の方が上位法であります。人権教育ではこども基本法です。どこがちがうのでしょうか。</p>	<p>こども大綱は、こども基本法に基づいて、こども施策に関する基本的な方針や重要事項が定められており、「しまね教育振興ビジョン」の策定に関連があることから記載しています。 人権教育（関連P 8、P28）では、こども基本法第3条（基本理念）において、基本的人権の保障が明確に規定されているため、これを引用しています。</p>	B
5	学力について	<p>P15の表の上に「学力とは、以下の育てたい資質能力を示す」とありますが、P10では、まず学力とは、各教科の学力とあります。 （上記の記述の後に）「小学校に始まる教科学習…」とあります。小学校と就学前機関の「架け橋」もビジョン中に示されておりますが、学力の基礎とは、幼児教育段階から培われているものかと考えておりました。</p>	<p>P15における学力は、「しまね教育振興ビジョン」全体において学力をどのように捉えているか記載したものであり、これからの時代を生き抜くための人間力や、社会と協働しながら課題を解決していく社会力などを含めた、育てたい資質・能力のすべてを示しています。 一方で、P10のご指摘の部分における学力は、「ここでいう学力とは」として狭義の教科学力を説明していることから、このような記載としています。</p>	B
6	学びを展開する社会力について	<p>「一つには社会性です」とあり「もう一つは」とあるが、「他方は？？」でしょうか？ 本文と後に続く箇条書きの(1)から(4)と関係するのでしょうか？もしくは、箇条書きは、本文のこれはもしかしたら発展系なのでしょうか。</p>	<p>P11に記載する学びを展開する社会力は大きく2つの意味がありますが、2つが相まって学びを展開する社会力が構成されると考えており、「他方では」とすると、別の方向をイメージさせる可能性があると考え、この表現を使っています。 箇条書きの(1)～(4)は、育てたい資質能力である学びを展開する社会力の具体的な姿や力として記載しています。</p>	B

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
7	ICTの活用について	<p>小中学校でのICTの活用が進まない理由の一つとして、自治体ごとで異なるOSを使用している点を指摘します。</p> <p>自治体ごとで異なるOSを使用することで、教職員の異動に伴い、今まで使っていたものが使えないといったことが起きている、今後起きるのではないのでしょうか。</p> <p>島根県の教職員は全県単位で異動するため、OSの統一は必須であると考えます。</p> <p>先日、近く行われる端末の入れ替えの際にOSの統一をしないという判断をされたことを拝見しました。その理由の一つとして、現在教員が作成したものが使えなくなる→使えるようにするための作業が大変ということを挙げているようですが、今後ICTの活用が進んでいき、コンテンツが増加すればするほど、先に述べたような作業が増え、業務量が増えてしまうのではないのでしょうか。</p> <p>また、Windowsマシンの起動の遅さは、授業で使用するには適さないほど遅いということに、教育委員会の皆様も気づいておられるかと思えます。限られた授業時間ですから、起動に時間を取られるならば、使用しないという判断は至極真っ当な判断であると考えます。</p>	<p>市町村立学校のOSの統一については、市町村と県とで構成するGIGAスクール構想推進協議会（以下「協議会」という。）で議論をしてきましたが、市町村におけるOSの使用実態や地域の実情を踏まえた市町村の判断を尊重し、統一は困難との結論に至りました。</p> <p>今後は、OSや端末の調達に向けて、仕様書の統一や入札を一括して行う方法などについて、市町村の意向を尊重しながら、引き続き協議会で議論してまいります。</p> <p>ICTを活用した教育については、学力育成会議における事例紹介や、各種研修等を通じて推進してまいります。</p>	C
8	島根を愛する人づくりについて	<p>6ページの記述（3段落目）について</p> <p>小中学校で行っているふるさと教育は地域を知り、体験するだけではありませんが、そんな風にも読めます。総合的な学習の時間でふるさと教育を行っているならば、小中学校でも地域の課題を探究する学習を行っているはずですが。</p> <p>「高等学校での探究的な学びでは～」とありますが、高等学校で初めて探究的な学びを行うわけではありません。小中学校とつながっている、あるいはつなげるべきは、小中学校のふるさと教育というよりも、小中学校での探究的な学びだと思います。</p>	<p>小中学校においても「探究的な学び」が実践され、高等学校においても「ふるさと教育」の視点をもった学習活動が展開されています。</p> <p>学校種で「ふるさと教育」と「探究的な学び」を分けていると受け止められないよう、ご意見を踏まえ、P6とP23の表現を修正しました。</p>	A
9	ふるさと教育や探究的な学びの推進について	<p>23ページの記述（[現状と課題]の2つ目の○）について</p> <p>ふるさと教育の課題について、学年進行を考慮した系統的・発展的な学びになっていない状況があるというのはその通りだと思いますが、一番の課題は、総合的な学習の時間に行うふるさと教育が、知ることと体験で終わりがちで、地域の課題を探究する学びになっていないことだと思います。「ふるさと教育や探究的な学びの推進」という項目、探究的な学びの推進という項目であれば、ふるさと教育の課題を探究的な学びの面からもきちんととらえて記述すべきだと思います。</p> <p>項目全体としても、小中学校の探究的な学びについて、全く触れられていないのは問題だと思います。</p>	No. 8に同じ	A

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
10	ふるさと教育や探究的な学びの推進について	<p>23ページの記述（[現状と課題]の5つ目の○と[今後方向性]の3つ目の○）について</p> <p>小中学校における総合的な学習の時間の探究的な学びを発展させて行のが、高等学校の探究的な学びであり、ふるさと教育による学びを発展させるというのは非常に違和感があります。</p> <p>「高等学校では～探究的な学びを深めています。」とありますが、高等学校だけでなく、こういう学習は中学校でも行うべきだし、地元の企業や行政等と連携して探究的な学びを深めている学校もあります。</p> <p>小中学校で取り組むふるさと教育と高等学校における探究的な学びのつながりを意識した学習活動とありますが、どういう意味で書いてあるのでしょうか。つながりを意識すべきは、小中学校の探究的な学びと高等学校の探究的な学びであり、課題設定の在り方の違いなどを踏まえて、そのつながりについてきちんと書いた方がよいと思います。</p>	No. 8に同じ	A
11	ふるさと教育や探究的な学びの推進について	<p>代案～地域や社会の課題解決に向けた探究的な学びの推進</p> <p>この項目は、「地域や社会の課題解決に向けた探究的な学びの推進」というように、小中学校・高等学校の探究的な学びの推進を中心に記述すべきだと思います。現行の学習指導要領のみならず、これからの学びにおいても探究的な学びが非常に重視されています。渋谷区のような思い切った取組をする自治体も現れています。</p> <p>もしふるさと教育という項目も踏まえて記述するならば、ふるさと教育も探究的な学びの文脈で充実を図るように記述すべきだと思います。地域や社会とのかかわりについては、現行のビジョンの16ページの表にも整理してあります。ふるさと教育の系統的・発展的な学びというのは、まさにこの表を踏まえた学びではないでしょうか。この表も生かしながら、就学前、小中学校から高等学校までを通じた探究的な学びの推進について記述するのは、とても分かりやすいと思います。</p> <p>この項目について再考いただきますようお願い申し上げます。</p>	No. 8に同じ	A

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
12	国際理解教育の推進について	<p>「竹島に関する教育のトップランナー」を自認される島根県教育委員会が、「しまね教育振興ビジョン」に、竹島に関する学習の充実をうたわれることは、県民や県外の方、領土問題の関係国に、島根県教育委員会の竹島問題を解決する意志や覚悟を示すうえでも意義があると考えます。</p> <p>しかし、「現状と課題」の○の4つ目は、現状と課題の記述として適切でしょうか。むしろ、「今後の方向性」の記述であるように感じます。</p> <p>また、島根県政世論調査から、世代間で竹島に関する関心に差があることが明らかになっていることから、竹島に関する学習の「今後の方向性」の中に、社会教育における領土に関する教育の推進についても記述されるべきと考えます。</p> <p>我が国の固有の領土である、竹島や北方領土が他国に不法に占拠されて長い年月解決できない状況や、尖閣諸島周辺の動きの緊迫化、ロシアによるウクライナ侵略等、力による一方的な現状変更やその試みが行われている世界の現状を踏まえると、国家の主権が侵害されている領土に関する問題を解決しようとする主権者を育成することが喫緊の課題であると考えます。国においても、令和5年度に、「『主権者として求められる力』を子供たちに育むために」の資料が発行されていることはご承知のとおりです。</p> <p>「しまね教育魅力化ビジョン（令和2年度－令和6年度）」には記載のあった「主権者教育」に関する項目がなくなったことを見直していただき、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を養うことを目指す主権者教育の理念を、「しまね教育振興ビジョン」に明確に記述していただくことを望みます。</p> <p>以上のことを踏まえた提案は、「主権者教育」の項を立て、その中に竹島や北方領土の領土問題や、尖閣諸島に関する問題を主権者として解決しようとする力を養う取組を推進する旨を記述し、教育委員会と知事部局の総務部総務課が連携して取り組みを進めることです。領土問題を解決する力は、異文化や異なる文化をもつ人々を受容し、共生することのできる態度・能力を養うことが主となる「国際理解教育」の推進では十分に養えないと考えます。</p>	<p>「しまね教育振興ビジョン」において「基本目標を実現するための具体的施策」とした30の施策は、向こう5年間に於いて、教育に関わる関係者の方々と共に方向性を共有したいと考えるものを挙げており、ここに挙げていない施策についても学習指導要領に基づいた指導を行ってまいります。</p> <p>現ビジョンにおいては、策定時に公職選挙法の改正による選挙権年齢の引き下げや、民法の改正による成年年齢の引き下げなど、国において大きな動きがあったことから、新たに「主権者教育や消費者教育の充実」という項目を設けた経緯がありますが、竹島教育については、従来より「国際理解教育の推進」において整理しています。</p> <p>社会教育においては、県教育委員会として特に竹島教育をテーマとした取組は行っていませんが、隠岐の島町の久見竹島歴史館を活用した学習など、地域の実情に応じて取り組まれている事例があります。</p> <p>ご指摘のとおり、主権者教育や竹島教育は重要であると考えておりますので、引き続き様々な学習の場面を通して推進してまいります。</p>	B

No.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
13	地域との協働について	<p>現在の魅力化ビジョンでは、特定のプラットフォームが教育で金儲けをしているようにしか見えません。</p> <p>社会に開かれた教育課程であるから、地域と協働して子供達の学びを作ること大切なことかもしれません。しかし、今のように特定の財団がイニシアティブをとっているような状況では、学校や教職員の指導力や教育力は低下する一方であると考えます。</p>	<p>県立学校における地域と協働した教育活動は、中山間地域・離島の小規模高校から始まりました。県教育委員会では、平成23年度から28年度までにかけて、この活動の推進組織である、高校、行政、地域住民等からなる各地域の協議会に対して、こうした活動に携わってきた実績のある一般財団法人地域・教育プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と連携しながら支援を行ってきました。</p> <p>また、この活動を県内すべての高校へ展開していくに当たっては、県教育委員会だけでなくプラットフォームへの事業委託等により、中山間地域・離島の高校で得られた知見や経験の普及を図ってきており、委託の際には、適切な積算による予算執行をしています。</p> <p>学習指導要領における「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域人材の活用や事業の適切な外部委託を行うことは、教職員の負担軽減のほか、経験値の蓄積や指導力の向上にもつながると考えますので、引き続き適切な人材等の活用を進めてまいります。</p>	C
14	不登校児童生徒等への支援について	<p>不登校児童生徒の増加や、背景の複雑化・多様化、それぞれが抱えている課題の困難化は学校だけで対応できる状況ではないと捉えています。</p> <p>〔今後の方向性〕の中に、学びの多様化校や、全国での設置が進んでいる夜間中学校に関する記述がないことは、島根県としては設置を考えていないということでしょうか。P2の5の(1)には教育に関わる多様な主体との連携・協働として、市町村等との連携が記述されていますが、学びの多様化校や夜間中学校の設置を各市町村に丸投げすると誤解されないよう、何らかの記述がなされるべきではないでしょうか。P30の図の中にも、学びの多様化校や夜間中学校に関する記述がなされるべきと考えます。</p> <p>P2の5の(1)には知事部局との連携も記述されています。国においては「こども家庭庁」が設置され、こども政策の司令塔として不登校やいじめに関する施策を推進しておられます。島根県においても教育委員会と知事部局の青少年家庭課や子ども・子育て支援課等とが一体となって、就学前から義務教育修了後も含めた子育て全体の課題として、不登校児童生徒等への支援を進めていく決意を記述していただくことを望みます。</p> <p>また、〔今後の方向性〕の中に、「フリースクールなど、民間機関との連携」に関する記述があります。法的に定義されていないフリースクールと学校の連携には困難を伴う場合があると認識しています。この際、県が一定の教育水準を保障する、公設のフリースクールの教育的な教育機関を設置し、学校との連携の推進を図られてはいかがでしょうか。</p>	<p>学びの多様化学校については、市町村教育委員会において、対象児童生徒数の規模や通所可能範囲など、地域の実情に対応するため、分校型や分教室型を検討しているところもあると伺っております。県教育委員会としましては、市町村に対して国から提供される先進事例を提供するなど、支援に努めています。</p> <p>また、夜間中学については、宍道高校や浜田高校の定時制・通信制課程における学び直しにより対応できるものと考えています。</p> <p>いずれにおいても、県教育委員会として設置することは考えておりませんが、今後、市町村において設置を検討される場合は、国から提供される先進事例の提供や教員配置等の相談に対応してまいります。</p> <p>知事部局においては、今年度中に国の「こども大綱」を踏まえた「こども計画」を策定することとしており、県教育委員会としても「しまね教育振興ビジョン」との整合を図りながら策定に携わっています。</p> <p>不登校支援を含む教育上の配慮が必要な子どもの学びへの支援についても、引き続き知事部局との連携を図りながら施策に取り組んでまいります。</p> <p>いわゆるフリースクールについては、学校や教育関係機関との相互理解に基づく連携・協働を推進することを目的として、昨年10月にフリースクール等連絡協議会を設置しました。今後は、この協議会において、フリースクールでの出席認定や学習評価などの課題の整理や改善を図ってまいります。（関連P33）</p> <p>なお、県教育委員会として、「公設のフリースクールの教育的な教育機関」の設置は考えておりませんが、公的機関である「教育支援センター」を設置する市町村への支援を継続するとともに、センター設置が難しい市町村の独自の取組に対する支援を行ってまいります。（関連P34）</p>	B

NO.	項目	ご意見の内容	県の考え方	対応区分
15	社会教育について	<p>P40の社会教育について、今後、益々社会教育が重要になると予想するが、あまりに当たり前のことしか記述がない。市町村に向けて気運の醸成を図るために具体的にどのような手を打つのか。</p> <p>また、指導者の育成には学びが不可欠だが、今の社会教育センターの体制はあまりに貧弱。センターの充実が指導者育成に絶対必要。</p> <p>「今後の方向性」と言いながら、今やっていることと変わらないので、もっと検討が必要ではないか。</p>	<p>社会教育に関わる施策については、「社会教育における学びの充実」（P40）に記載の他、「家庭教育支援の推進」（P42）、「体験活動の充実」（P43）、「図書館サービスの充実」（P51）にも記載しています。</p> <p>なお、「しまね教育振興ビジョン」は、向こう5年間の教育の方向性を示すものであり、取組のすべてを詳細に記載することはできませんが、このたび予算編成の状況等を踏まえて「今後の方向性」に追記した他、別途策定している施策ごとの計画や方針等により、個別に対応してまいります。</p>	A
16	社会教育について	<p>P40の社会教育について、教育長は社会教育推しと聞いていたが、今までと全く変わらない書きぶり。当たり障りのない表現だが本当に検討したのか。業界のトップランナーなりの方向性を示してほしい。</p>		